

## 消防団等の活動支援に関する助成金交付要綱

白井工業団地地区及びその周辺地域（以下「工業団地地域」という。）においては、金属製品製造業をはじめとした様々な業種の事業所が多数操業していることから、不慮の事故により火災等が発生したときには周辺地域にも影響を及ぼす恐れがある。

そのため、各事業所においては、日頃から防災及び防火への取組みを徹底して行うのは当然であるが、地域の団体や住民（以下「地域住民等」という。）とも連携して防災及び防火活動を行うことにより、一層地域の安心・安全が確保されるものである。

### （趣旨）

**第1条** 一般社団法人白井工業団地協議会（以下「協議会」という。）は、地域住民等と協働して工業団地地域にける安心・安全なまちづくりを推進するため、当該地域に存する消防団及び自主防災組織（以下「消防団等」という。）の活動に対し助成するものとする。

### （助成の対象）

**第2条** 助成金の交付を受けることができる消防団等は、富塚区、折立区、中峠自治会、中区、白井工業団地住民会、小名内区、名内区、今井区、平塚区及び河原子区に存するものとする。

### （助成対象活動）

**第3条** 助成金の対象となる活動は、防災、防火及び救助活動等に関する活動（以下「防災・防火活動等」という。）とする。

2 消防団等は、平時においては次の工業団地地域の地区ブロックのうち一つ以上のブロックにおいて前項に規定する活動を行うものとする。

ブロック名	担当消防団等	工業団地地域の地区名
第1ブロック	富塚部、中部、小名内部	富塚、中、小名内
第2ブロック	名内部	名内、平塚及び今井の一部
第3ブロック	平塚部	平塚、河原子及び名内の一部
第4ブロック	河原子部	河原子、平塚の一部
第5ブロック	折立部	折立、富塚及び中の一部
第6ブロック	今井部	今井、名内の一部

### （助成対象経費）

**第4条** 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条に規定する防災・防火活動等に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 会食費（1食当たり1人につき1,000円を超えるもの及び酒類）
- (2) 構成員に対する人件費、謝礼金等
- (3) 国、県、白井市を含む地方公共団体又は民間団体からの補助金等の対象となる経費
- (4) 慶弔費
- (5) その他協議会が適当でないと認める経費

### (助成金額)

**第5条** 助成金の額は、一つの消防団等につき年額30,000円を限度とし、実際に要した助成対象経費の額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 工業団地地域の事業所において災害又は火災が発生し、消防団等が応急対応、消火活動又は救助活動等に出動したときは、前項に規定する助成金のほかに臨時助成金として1事故につき20,000円を限度にその状況に応じた金額を交付するものとする。

### (活動協定の締結)

**第6条** 協議会は、第2条に規定する消防団等と防災・防火活動等に関する協定書(第1号様式)を締結するものとする。なお、この協定の期間は1年間とする。

2 協議会は、前項の規定による協定書の締結をしたときは、速やかに概算払いにて助成金を協定の相手方に交付するものとする。

### (実績報告)

**第7条** 助成金の交付を受けた消防団等は、前条第1項に規定する協定の期間が終了したときは、速やかに、防災・防火活動等助成金実績報告書(第2号様式)を協議会に提出しなければならない。

ただし、第5条第2項に規定する臨時助成金については、この限りでない。

### (交付額の確定)

**第8条** 協議会は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、防災・防火活動等助成金確定通知書(第3号様式)により、当該消防団等に通知するものとする。

2 前項の規定により交付額が確定し、余剰金が生じたときは、当該消防団等は速やかにこれを協議会に返還をしなければならない。

### (交付決定の取消し等)

**第9条** 協議会は、第6条第1項の規定により協定を締結した消防団等が協定に反し、協定に定めた防災・防火活動等を行わなかったときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

### (財務状況等の調整)

**第10条** 協議会は、この助成金の運用に当たり、協議会の財務状況、予算措置の有無等を勘案し、その執行の可否を判断するものとし、執行する場合は、公正、かつ、有効に使用されるよう慎重に審査するものとする。

### (補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の3役会議において別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

一般社団法人白井工業団地協議会



この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

甲 白井市中98-17  
(白井市公民センター内)  
一般社団法人白井工業団地協議会  
代表理事 駒村 武夫

乙

振込先	
金融機関名	銀行・信用金庫・農協・組合
支店名	本店・支店
預金種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(別紙)

防災・防火活動等実施計画書

名称【 】

月	実施項目		
	パトロール	啓発活動	その他
4	2回実施		新入団員訓練
5	2回実施		
6	2回実施		夏季訓練
7	2回実施		印旛支部消防操法大会
8	2回実施		
9	2回実施	防災の日	
10	2回実施		
11	2回実施	秋の全国火災予防運動	冬季訓練
12	2回実施	年末特別警戒広報	
1	2回実施		白井市出初式
2	2回実施		総合訓練
3	2回実施	春の全国火災予防運動	
備考			

第2号様式（第7条関係）

## 防災・防火活動等助成金実績報告書

年 月 日

(一社) 白井工業団地協議会  
代表理事

名 称  
住 所  
代表者氏名  
電話番号

印

年 月 日付けで締結した協定書に基づく防災・防火活動等が完了したので、消防団等の活動支援に関する助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

- |   |                  |   |   |
|---|------------------|---|---|
| 1 | 助成金の交付額          | 金 | 円 |
| 2 | 事業費の決算額（総額）      | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類             |   |   |
|   | (1) 活動等実施報告書     |   |   |
|   | (2) 収支決算書        |   |   |
|   | (3) その他協議会が求める書類 |   |   |

一般社団法人白井工業団地協議会

## 防災・防火活動等実施報告書及び収支決算書

### (1) 活動等実施報告書

名 称			
団員等の人数			
実施期間	年	月	日
	日	～	日
実施内容	項 目	内 容	
	パトロール		
	啓発活動		
	その他		

### (2) 収支決算書

収 入	項 目	金 額 (円)	内 容
	市交付金		
	工業団地助成金		
	負担金		
	その他		
	合 計		
支 出	項 目	金 額 (円)	内 容
	会議費		
	食糧費		
	消耗品費		
	被服費		
	燃料・光熱水費		
	備品購入費		
	その他・雑費		
	合 計		
収入・支出差引額			

一般社団法人白井工業団地協議会

第3号様式（第8条第1項関係）

## 消防災・防火活動等助成金確定通知書

年 月 日

様

（一社）白井工業団地協議会  
代表理事



年 月 日付けで締結した協定書に基づき交付した防災・防火活動等助成金については、下記のとおり額を確定したので、消防団等の活動支援に関する助成金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

確定額	金	円
返還金	なし	
	あり	（金 円）

一般社団法人白井工業団地協議会